

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

教 育 未 来 委 員 会 記 録

日	令和8年6月12日（金）（第2回定例会）			
時	午前10時0分 開議（ 休 憩 な し ） 午前11時39分 散会			
場 所	第4委員会室			
出席委員	石 井 茂 隆	小 坂 さとみ	大 平 真 弘	青 山 雅 紀
	渡 辺 忍	伊 藤 康 平	松 坂 吉 則	植 草 毅
	佐々木 友 樹	宇留間 又衛門		
欠席委員	な し			
担当書記	板 屋 美 穂 佐 藤 祐 城			
説 明 員	こども未来局			
	こども未来局局长	大町 克己	こども未来部長	山口 美登里
	幼児教育・保育部長	平野 大貴	こども未来部参事 （東部児童相談所 長事務取扱）	秋庭 慎輔
	こども企画課長	高澤 賢一	健全育成課長	加曾利 道人
	こども家庭支援課長	宇野 貴博	東部児童相談所一 時保護所担当課長	石原 啓功
	幼保支援課長	上田 昌弘	幼保運営課長	桑田 秀幸
	幼保指導課長	田中 智紀	職員担当課長	品 純久
	保育所指導担当課長	宮野 美香	総括主幹	重原 秀雄
	幼保支援課長補佐	宮下 正広	幼保運営課長補佐	大友 美嗣
	教育委員会			
	教育長	鶴岡 克彦	教育次長	中島 千恵
	学校教育部長	川名 正雄	生涯学習部長	大塚 暁
	総務課長	鵜田 昌奈	保健体育課学校給 食担当課長	加々美みずほ
	生涯学習振興課長	西森 照泰	総括主幹	佐久間 暁子
	保健福祉局			
	障害福祉サービス 課長	薄田 寛		
審 査 案 件	議案第81号・千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について			
	議案第82号・千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び千葉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について			
	議案第83号・千葉市公民館設置管理条例の一部改正について			
	請願第2号・市立中学校・特別支援学校の給食費無償化の実施及び給食水準の維持、充実を求める請願			
協 議 案 件	年間調査テーマの設定について			

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

	委員会視察について
その他	委員席の指定
委員長 石井茂隆	

午前10時0分開議

○委員長（石井茂隆君） おはようございます。

ただいまから教育未来委員会を開きます。

委員席の指定

○委員長（石井茂隆君） 委員席につきましては、ただいまお座りの席を指定いたしたいと思っておりますので、御了承願います。

本日審査を行います案件は、議案3件、請願1件です。お手元に配付してあります進め方の順序に従って進めてまいります。サイドブックのしおりは9番にあります。

また、案件審査終了後、年間調査テーマ、委員会視察についての協議も予定しております。

なお、進め方の最後に記載のとおり、陳情第2号につきましては、6月4日付で撤回届の提出がありましたので、御了承願います。

傍聴の皆様申し上げます。委員会傍聴に当たっては、委員会傍聴証に記載の注意事項を遵守いただきますよう、お願いいたします。

議案第81号、第82号審査

○委員長（石井茂隆君） それでは、案件審査を行います。

初めに、議案第81号・千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について及び議案第82号・千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び千葉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての2議案については、関連がありますことから一括議題といたします。

委員の皆様は、サイドブックのしおり1番、こども未来局の議案説明資料をお開きください。

それでは、当局の説明をお願いいたします。幼児教育・保育部長。

○幼児教育・保育部長 幼児教育・保育部の平野でございます。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

議案第81号・千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について説明いたします。

こども未来局議案説明資料の3ページをお願いいたします。

まず、1の改正の趣旨です。

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部施行及び学校設置者等及び民間教育・保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴い、千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等について所要の改正を行うものです。

次に、2の改正する条例です。

千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を含め、資料記載の10件となります。

次に、3の改正内容ですが、5点あります。

まず1点目は、地域限定保育士制度の一般制度化によるものです。

改正法による地域限定保育士制度の一般制度化に伴い、児童福祉施設等に配置する保育士の定義に地域限定保育所を含める規定に改正するものです。

地域限定保育士制度は、保育士の不足が生じるおそれが特に大きいと国が認定した地域において実施した地域限定保育士試験に合格し、登録した者が、その都道府県知事が管轄する区域内に限り保育士として勤務することができる制度です。従来、国家戦略特別区域でのみ実施が認められていた制度が廃止され、都道府県や指定都市において実施することが認められるようになったものです。

次のページを御覧ください。

2点目は、保育士とみなせる職種の拡充によるものです。

保育所等における、障害のある子供や医療的ケア児などの多様なニーズを抱えた子供について、保育所等の受入れを推進するとともに、ニーズに応じた専門的な支援を確保、充実するため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員等の専門職を保育士とみなすことができるとする規定を設けるものです。

3点目は、こども性暴力防止法への対応です。

こども性暴力防止法の施行に伴い、学校設置者等に対し、児童対象性暴力等の防止や、その行為が行われた場合の児童の適切な保護のため、雇用する職員に対する犯罪事実確認、その他の必要な措置を講じなければならないとする規定を設けるものです。

条例改正に関係する学校設置者等は、資料に記載のとおりです。

4点目は、主務保育教諭等の規定の整備及び認定こども園等の学級編成基準の引下げによるもので、内容は2点です。

まず、アの主務保育教諭等の規定の整備です。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行により、就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律、施行規則等において、主務保育教諭等の職が位置づけられたことを踏まえ、所要の改正を行うものです。

次に、イの認定こども園の学級編成基準の引下げです。

特別な配慮を必要とする幼児数が増加傾向にあることから、より一層、幼児の一人一人の置かれた状況や発達の特性等に応じ、行き届いた教育を推進するための環境整備として、認定こども園において、満3歳以上の学級編成基準を1学級35人から30人に引き下げる国の基準と同様の規定に改正するものです。

なお、国が令和14年3月31日までの経過措置を設けていることから、本条例も同様とします。

5点目は、職員配置基準に係る経過措置の終期に関するものです。

保育所等について、満3歳以上満4歳未満の園児おおむね15人につき1人以上の職員を置くこととされているところ、これまで当分の間、20人につき1人以上の職員を置くことができたとされていた経過措置について、その終期を令和9年度末までとする府令等の改正が行われたことを踏まえ、所要の改正を行うものです。

次のページを御覧ください。

続きまして、4の施行期日は公布の日です。

ただし、3の(3)こども性暴力防止法の施行に伴う改正については、令和8年12月25日か

ら施行します。

最後に、5の改正内容に係る対象施設及び対象事業ですが、本議案における改正内容とその改正の対象となる施設及び事業を一覧表でお示ししています。

続いて、議案第82号・千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び千葉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明します。

議案説明資料の7ページをお願いします。

初めに、1の改正の趣旨です。

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部施行に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正が行われたため、所要の改正を行うものです。

次に、2の改正する条例は2件です。

1件目が千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、2件目が千葉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例です。

次に、3の改正内容です。

改正法の一部施行に伴い、従来のゼロ歳から2歳までの児童を対象としていた小規模保育事業のほかに、満3歳以上の児童のみを対象とする小規模保育事業が創設されたことから、その設備及び運営に関する基準を定めるほか、その他所要の規定の整備を行うものです。

最後に、4の施行期日は公布の日です。

説明は、以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（石井茂隆君） これより質疑に入りますが、委員改選後、初めての案件審査となりますことから、委員の皆様申し上げます。

御質疑等に当たっては、最初に一括か一問一答か、質問方法を述べていただくほか、一問一答の場合は、答弁を含めおおむね30分以内でお願いいたします。

それでは、御質疑等がありましたらお願いいたします。青山委員。

○委員（青山雅紀君） よろしく申し上げます。一問一答でお願いします。

この議案第81号のうち、保育士とみなせる職種の拡充につきましては、医療的ケア児や要配慮児など、多様なニーズに保育所等でも対応ができるために行われる制度改正と認識しておりますけれども、過去5年間の医療的ケア児、障害児、要配慮児を受け入れた施設数と児童数の推移についてお示しいただけますか。

○委員長（石井茂隆君） 幼保指導課長。

○幼保指導課長 幼保指導課でございます。

まず保育施設におきましては、令和3年度から申し上げます。令和3年度が185施設、575人、令和4年度が189施設、643人、令和5年度が204施設、716人、令和6年度が197施設、772人、令和7年度が199施設、792人でございます。

○委員長（石井茂隆君） 健全育成課長。

○健全育成課長 健全育成課でございます。

子どもルームにおきましては、令和3年度が107ルームで263名、令和4年度が105ルームで258名、令和5年度が100ルームで241名、令和6年度が92ルームで196名、令和7年度が90ルー

ムで211名となっております。

以上となります。

○委員長（石井茂隆君） 青山委員。

○委員（青山雅紀君） ありがとうございます。本市におきましても、医療的ケア児が増加傾向にあるという御答弁でございました。

理学療法士とか作業療法士といった保育の専門知識を持たない方を保育士として配置することで、保育の質の向上を図ることができるのか、どうなのか、本市のお考えをお聞かせください。

○委員長（石井茂隆君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

本件改正は、単に保育士不足を補う趣旨ではございませんで、理学療法士等が持つ専門的知見を生かして障害のある子供、それから医療的ケアを必要とする子供に対して提供される保育の質を向上させることが目的であると考えてございます。この趣旨にかないました運用となりますように、雇用の状況でありますとか、支援体制の確認方法を検討してまいりたいと考えてございます。

なお、理学療法士等を保育士とみなすに当たりましては、保育施設における勤続年数が3年以上であるとか、または子育て支援研修を修了しているということが要件とされておりますので、保育に関する一定の知識、あるいは技能を習得されているということが前提となっていると認識しております。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 青山委員。

○委員（青山雅紀君） ありがとうございます。今の御答弁の再確認なんですけれども、このような専門職をみなし保育士として配置した後、専門職として、保育者としての知識が重要になってくると思います。そのスキルを向上させていくための研修とか人材育成の取組など、何か検討されておられることがあれば確認させてください。

○委員長（石井茂隆君） 幼保指導課長。

○幼保指導課長 幼保指導課でございます。

保育者としての経験や知見を深めるために、園内研修や日々の保育の実践に加えまして、子育て支援研修を含む市主催の各種研修への参加を各施設に呼びかけるなど、保育の質の確保、向上に努めてまいります。

今後は、これら専門職のみなし保育士としての配置状況を注視いたしまして、現場の課題やニーズを踏まえながら、これら専門職の知見を生かして保育の質を高めていくための取組について、必要に応じた検討をしてまいります。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 青山委員。

○委員（青山雅紀君） ありがとうございます。

最後に、性暴力の被害が起きないように、現場での研修など、防止するための体制をしっかりと構築していく必要があるかと思っておりますけれども、本市としてどのように取り組んでいかれるのか、お示しください。

○委員長（石井茂隆君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

国のこども性暴力防止法施行ガイドラインにおきましては、児童対象性暴力等の未然防止等のために日頃から講ずべき措置として、服務規律等の整備、周知、施設環境の整備、従事者に対する研修、あるいは児童等や保護者への周知が具体的な内容とともに示されてございます。

本市といたしましては、施行に向けましてガイドライン等の関係情報の周知を徹底し、事業者における体制整備の進捗を把握しますとともに、問合せや相談に対して丁寧に対応し、事業者における体制構築を支援してまいりたいと考えてございます。

また、施行後におきましては、児童福祉法等に基づいて監督を行う必要がございますので、今後、国から提示される指針等を踏まえまして、具体的な内容を検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 青山委員。

○委員（青山雅紀君） 最後に要望としまして、理学療法士、作業療法士の方々を保育士として配置することによって、一人一人のニーズに応じた最適なケアが実施できるようにしていただきたい。

その一方で、制度改正が保育士不足の穴埋めではないと言われていましたけれども、しっかりと人材確保をやっていただきたいと思います。

こども性暴力防止法につきましては、安全が確保されているのか、定期的に研修を行っていただきまして、子供も保護者の方も安心できる体制をしっかりと構築していただけるように要望しておきたいと思います。

以上です。

○委員長（石井茂隆君） ほかにいらっしゃいますか。佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 一問一答でお願いいたします。

昨日、議案質疑で桃澤洋平議員が様々な質問をしておりましたので、触れられていないところについて質問したいと思っております。

まず、地域限定保育士についてですが、この試験は通常の保育士試験と同様ということを知りました。それで、千葉市に関係するところでは保育実技の講習を修了に代えることができるということも昨日答弁があったかと思います。実際には5日間27時間以上の演習講義に加えて、保育実践研修、見学研修ということもありました。試験は、自治体が必要と判断した場合は独自科目が課されることがあるということがありますが、試験を実施する主体であります千葉県で独自の科目を実施することがあるのか、これについて伺っておきたいと思います。

○委員長（石井茂隆君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

千葉県において実施予定の地域限定保育士試験におきましては、筆記試験の試験範囲及び内容は、通常試験と同一であると承知しております。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） そうしたことができるということも制度としてあったので、確認し

ておきました。

また、地域限定保育士というのは、国家戦略特区の地域で先行導入されてきたということでした。神奈川県ですとか大阪府、沖縄県、県内でいうと成田市、遠くでは仙台市などが実施してきましたけれども、先行実施されてきた県内の成田市の実施による評価ですとか、また課題などがあったのか、伺っておきます。

○委員長（石井茂隆君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

成田市においては、平成27年度に1回実施されたとお聞きしております。保育士確保に一定の効果があったと評価しているとお伺いしております。

また、地域限定保育士制度だけではなくて、より積極的に保育士を確保していく施策が必要だと考えているともお聞きしているところです。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 次に、保育士とみなせる職種の拡充については、先ほど青山委員からもありました。その答弁の中で、支援方法を確認してから支援を行うというような答弁がされていたかと思うんですけども、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理担当職員それぞれがどういった支援をするかというのも改めてお聞きしたいと思います。

○委員長（石井茂隆君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理担当職員等が、それぞれお持ちの専門知識を生かして、障害のある子供、医療的ケアを必要とする子供等が必要とする支援を提供されることが期待されているものと認識しております。

以上です。

○委員長（石井茂隆君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） すみません。私の聞き方が悪かったかもしれないですけども、どういった支援がそれぞれの分野でできるのかということなんですね。そこだけの確認です。

○委員長（石井茂隆君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

失礼いたしました。理学療法士、作業療法士、それから言語聴覚士につきましては、いわゆるリハビリの技能をお持ちの方だと思われれます。そういたしますと、雇用された園にそうしたケアを必要とするお子さんがいらっしゃった場合に、そういったリハビリの機能を発揮される、あるいは心理担当職員であれば発達に通じた方でありますので、発達に課題を抱えたお子さんに対するケアを行うと、そういったことを想定していると考えております。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 分かりました。これらは保育士不足を解消するためによる制度改正ということなので、それについてはやむを得ないかもしれませんが、やはり、保育士を確保するには、抜本的な処遇改善が必要だと考えます。この点については国に対しても要望されていると思いますけれども、どうでしょうか。

○委員長（石井茂隆君） 幼保運営課長。

○幼保運営課長 幼保運営課でございます。

まず、給与への上乗せ助成である千葉市手当の支給や家賃補助などの各種支援を継続するとともに、労働環境の改善を進めるなど、引き続き、保育士確保に向けた取組を継続してまいります。

また、保育人材の不足は全国的な課題でもありますので、これを解消するためには国における取組が必要であることから、国に対して引き続き保育人材の確保策に関する補助率のかさ上げや、さらなる公定価格の引上げについて要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（石井茂隆君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 分かりました。ぜひ、保育士確保に向けて引き続き取り組んでいただきたいと思います。

次に、議案第82号について伺います。

本市において、小規模保育事業A型、B型、C型の事業者数の割合と、今回の改正については保育士のみを配置するA型に限っての全国展開であると伺っておりますが、このとおりなのかということと、B型、C型についての議論はどのようなになっているのか、状況を伺います。

○委員長（石井茂隆君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

本市における小規模保育事業のA型は54園、B型が2園、割合で言いますと、それぞれ96%、4%となります。

なお、C型は、本市には設置されてございません。

今回の改正は、御指摘のとおりA型のみでございますが、B型、C型に関しましては、引き続き国家戦略特区での実証ですとか活用ニーズを踏まえて、全国展開の可否を国において検討するとされております。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 処遇の関係ですが、小規模保育事業の職員の処遇は、認可保育園と比べて差が生じていないのか。児童1人当たりの保育室等の面積は、ゼロ歳児から2歳児の受入れの場合と、3歳以上児を受け入れた場合はどのような保育面積になっているのか、確認します。

○委員長（石井茂隆君） 面積的な処遇という意味ですか。佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 2つ聞いている形になります。処遇と保育面積です。

○委員長（石井茂隆君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

施設類型によりまして職員の処遇に差があるか否かにつきましては一概には申し上げられませんが、必ずしも小規模保育事業が認可保育園に比べて劣っているかということ、そうとは言えないものと考えてございます。

児童1人当たりの保育室等の面積についてのお尋ねですが、ゼロ歳、1歳児は1人当たりの乳児室、または匍匐室の必要面積が3.3平米以上、2歳児1人当たりの保育室または遊戯室の

必要面積は1.98平米以上となります。それに対して、3歳以上児1人当たりの保育室または遊戯室の必要面積は1人当たり1.98平米以上でありますので、これは2歳以上の必要面積と同様となっております。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 保育面積のことなんですけれども、小規模保育事業というのは、いわゆる園庭のない保育所もあります。ビルのテナントの1室を活用している小規模保育も、私の近隣でもよく目にします。新たに3歳以上児のみを可能とすることで、こうした施設の中で活発に動く子供の活動が制限されるのではないかとということも指摘したいんですけれども、どうでしょうか。

○委員長（石井茂隆君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 本市におきましては、3歳以上児の受皿が逼迫している状況では現状ございません。現時点において、満3歳以上の限定の小規模保育事業を実施する具体的な予定はございません。

また、運営事業者からも本事業を行いたいという声は現時点では聞いておりません。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 現状としては、千葉市ではないということと、あと、事業者からも行いたいという声は聞いていないということなんです、厚生労働省の議論の中では、小規模保育事業、満3歳以上児限定の事業というのは全国展開すべきではないという意見も述べられておりまして、やはり、3歳以上児の集団保育、集団の中での育ちを促すことの重要性を重視すべきとして必要性を否定されていた意見もあったように思います。

現時点で、先ほど実施する具体的な予定はないということだったんですが、やはり、一人一人の子供の安全を優先すると同時に、発達を保障する保育施策が必要と私どもは考えておりますので、現時点で千葉市ではないとは言いつつも、こうした緩和をするということは認められないため、本議案には賛成しかねます。

○委員長（石井茂隆君） ほかにございますか。渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） 一問一答でお願いします。

地域限定保育士の制度の違いなどは既にお伺いしたんですけれども、念のため聞かせていただきたいのが、これは県と政令市等も自ら養成できますけれども、千葉市としての養成は検討していないのか、その理由についてお聞かせください。

○委員長（石井茂隆君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

現時点では、千葉市が独自に地域限定保育士試験を実施することは考えてございません。今回、県で行われる地域限定保育士試験にどの程度の方が参加されて、実際に受けて合格されて、市内で雇用された方々がどういう働きぶりをしているのか、こういったことを総合的に勘案して、今後のことを検討すべきと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） どうもありがとうございます。県で養成される保育士の状況を見てからということをお願いしたので、少しでも千葉市の保育士の補充につながることを期待しております。

次に、みなし保育士としてなれる職種が増えるということで、千葉市としての効果は先ほどお聞かせいただきましたので、これは要望となりますけれども、やはり今、保育の現場で発達状況がいろいろ対応に困っている保育士の方がいる中で、こういった専門職が増えることは大変ありがたいということで、それもさらに事業所としては、それが保育士としてカウントできるということで、補助の面などからも有益だと考えております。的確に制度の周知をして、こういったことを活用して現場の保育の質が上がっていくことを求めています。

次に、質問になりますが、主務保育教諭については、千葉市にとって何か現場にとって影響があるものなのか、詳細をお伺いします。

○委員長（石井茂隆君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

主務教諭ですが、枠組みはつくられましたけれども、必ず設置するべきとされているものではございません。現状において、今後周知を図っていく中で、こういった職員を活用されることも園がどの程度あるかは、現状は分からない状況でありますけれども、市あるいは施設に対して何らかの負担が生じるというものではないと認識しております。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） ありがとうございます。ただ、設置ができた場合にはメリットもあると考えますので、このあたりはどのように周知していくのか、効果もあることなので制度が変わっていると思いますので、積極的に進めるのか、そうでないのかというあたりも、お考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（石井茂隆君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

あくまで幼保部の所管施設においての見解になりますけれども、こちらは管理職という立場ではなく、現場に近い方々のリーダーという役割が期待されているものと考えてございます。これが実際に、例えば、処遇改善ですとか、給与面にどの程度反映されるかというのが現状少し見えないところがありまして、例えば、公定価格の中で、その位置づけの方に加算がつくのかとか、今のところ、そういったことも明らかではないですし、そうなると、事業者のほうも、その方の処遇をほかの一般の給与表と変える必要があるのかとか、まだ分からない状況だと思います。そういったことをよくお調べしてから検討が必要になると思いますし、周知の中でも、そういったことに気をつけながらしていく必要があると思っております。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） ありがとうございます。まだ制度としても未発達というか、途中だということを感じます。処遇が上がらないのに役割を充てるということ自体も、少しどうなのかという部分もありますので、私自身も研究していきたいと思います。

最後に、こども性暴力防止法への対応については、昨日も皆さん関心があって様々な質疑が

されていたので、特に追加の質疑はないのですけれども、要望としてお伝えしたいと思います。

そもそも保育の現場だったり、子供がいる各団体、各施設において扱いが慣れない中で、どういった整備をしていくのか、大変迷われている部分が多いと思います。周知の仕方がすごく重要かというのと、その後のフォローアップで国が示すやり方において見ていくということでしたけれども、現場に寄り添った支援をぜひお願いしたいと思います。

さらに、日本版DBSができたからといって、やはり犯罪歴があれば、もちろん防止できませんけれども、それ以外のケースのほうはかなりあるということで、黒澤議員もおっしゃっていましたが、私は以前から言っていますけれども、幼児保育現場での年齢に合わせた包括的性教育自体が必要だと思っており、国の命の安全教育がまずはスタートかと思っていますけれども、絵本などを活用された柔軟な教育をされているような園も実際にありますので、そういったところを参考にしながら、法律でできる部分と、制度でも守り切れない部分があると思いますので、子供たちの指導、保育士への指導等を含めて、今後もしっかりとお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（石井茂隆君） ほかに。宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君） 議案第81号について、一括で伺います。

子供たちが家庭あるいは家庭と同じように安心して過ごせる場であるはずの学校や保育所等において、信頼すべき大人から子供たちが性的な暴力を受けている事態は言語道断であり、絶対に防がなければならなりません。

本年12月に施行されるこども性暴力防止法や、これに伴う本議案の条例改正は法制度に伴う意味で極めて重要であります。実際に法や条例が現場において適切に運用され、子供たちの性被害を未然に防ぐことが何より肝要であります。

そこで、法や条例、実行性を発揮するために何が重要と考えているか。また、こども未来局の所管の事業に対してどのような役割を果たすべきと考えているか、お聞かせいただきたいと思っています。

以上です。

○委員長（石井茂隆君） 幼児教育・保育部長。

○幼児教育・保育部長 幼児教育・保育部でございます。

こども性暴力防止法及び本条例が実効性を発揮するためには、対象事業者や個々の施設等で働く職員が法の趣旨や目的を十分に理解し、性暴力は許さないという意識を醸成すること。また、法により義務づけられた早期把握、相談、調査、保護、支援、研修、犯罪事実確認から成る安全確保措置を確実に実施していただくことが不可欠であると考えております。

本市としましては、国のこども性暴力防止法施行ガイドライン等の必要な情報の迅速、確実な周知を徹底しまして、対象事業者からの相談に丁寧に対応するとともに、例えば、対象事業者が法施行前に現職従事者に受講させることが義務づけられた研修につきまして具体的な事例を共有するなど、対象事業者や各施設等を支援してまいります。

また、法施行後におきましては、児童福祉法等に基づいて自治体が行うこととされている監督の一環としまして、例えば、実地検査における監査項目に、法に基づく安全確保措置を位置づけるなど、今後国が提示する指針を踏まえまして実効性を担保する手法を検討してまいりま

す。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君） 要望を述べさせていただきます。

当局の考えが分かりましたので、事業者からは法の施行まで準備することが多いと思います。が、国のガイドラインが膨大であり、内容も複雑で理解が追いつかないといった声も伺っております。単にガイドラインの周知だけでなく、国の動向を的確に把握しながら、事業者に実践すべき内容の正確な理解をしてもらうことができるよう、きめ細かな支援を行うようお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） ほかに御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第81号・千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（石井茂隆君） 賛成全員、よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。議案第82号・千葉市家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び千葉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（石井茂隆君） 賛成多数、よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

それでは、説明員の入替えを行います。御苦労さまでした。

〔こども未来局退室・教育委員会説明員入室〕

議案第83号審査

○委員長（石井茂隆君） 次に、議案第83号・千葉市公民館設置管理条例の一部改正についてを議題といたします。

委員の皆様は、サイドブックのしおり2番、教育委員会の議案説明資料をお開きください。

それでは、当局の説明をお願いいたします。生涯学習部長。

○生涯学習部長 生涯学習部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

議案第83号・千葉市公民館設置管理条例の一部改正について御説明いたします。

議案書は78ページでございますが、議案説明資料で御説明させていただきます。

議案説明資料の3ページをお願いいたします。

まず1、改正の趣旨及び2、改正の概要でございますが、空調改修工事に伴い、令和8年2月1日から休止しております千葉市轟公民館につきまして、工事完了に伴い供用を再開するため、附則第3項を削るものでございます。

3の施行期日ですが、令和8年9月1日といたします。

恐れ入ります、4ページをお願いいたします。

最後に、こちらが新旧対照表となります。

教育委員会の説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（石井茂隆君） それでは、御質疑等がありましたらお願いいたします。佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 一括でお聞きします。

轟公民館の供用開始が9月1日となりますが、再開に向けての現在の準備状況はどうなっているのかというのが1点目です。

今後、休止を伴う公民館の改修の予定はあるのかということ、また休止中で公民館が近くにない場合の代替策ですとか、他施設の利用への周知はこれまでどのように実施してきたのか、併せてお伺いいたします。

○委員長（石井茂隆君） 生涯学習振興課長。

○生涯学習振興課長 生涯学習振興課でございます。

まず、1問目の再開に向けた現在の準備状況でございますが、休館期間中におきましても、公民館のクラブ連絡協議会に加盟する団体に対しまして、適宜、工事の進捗状況を周知させていただくとともに、再開に向けて主催講座の準備などを行っているところでございます。

また、今月からは、施設の予約開始の受付のほうもさせていただいているところでございます。

次に、休止を伴う公民館の改修予定のほうでございますけれども、現在、新宿公民館が改修中でございますが、そのほか今年度、宮崎公民館、小中台公民館、あと緑が丘公民館を予定してございます。

また、次年度は、白井公民館の改修工事も予定しているところでございます。

あと、公民館が近くにない場合の利用者への代替策等の周知等でございますが、利用者の皆様に関しましては、説明会の開催や個別相談によりまして、公民館だけでなく、コミュニティセンターなども含めまして、休館中の活動場所となります近隣施設の施設概要や予約方法等々を御案内させていただきました。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 公民館の利用者というのも、結構、地域の皆さんが利用されているというのも私も伺っておりますので、スムーズに開始ができるように要望しまして、終わります。

以上です。

○委員長（石井茂隆君） 青山委員。

○委員（青山雅紀君） 要望だけさせていただきます。

今、佐々木委員からの質問がございまして御答弁をいただきましたので、私のほうからは公共設備等における老朽化対策です。突発的な休止というのを避けていただくためにも、施設全体の長寿命化計画に基づいた計画的な修繕を推進していただきまして、市民の生涯学習活動が中断される期間を最小限に、今回は7か月ということですが、最小限に抑えていただく努力を継続していただくことを要望しておきます。

以上です。

○委員長（石井茂隆君） 宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君） 要望です。

公民館は物すごく古いんですよ。だから、設備も非常に古いですよ。ましてやエアコンも効かないところもあるから、順次やっていただかないと、我々は公民館に言われるんですよ。ほかの公民館に行くとすばらしいよと。うちは末広だけれども、今順次やってくるというから。

それともう一点、公民館に防災井戸を掘ってもらいたいと思っているんです。学校はあるけれども、公民館、地域にはないんですよ。いざとなると水が一番大事だから、公民館にも避難所運営委員会がありますので、井戸が大事ですから、そういうところにもつくってもらいたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（石井茂隆君） ほかに御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第83号・千葉市公民館設置管理条例の一部改正についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（石井茂隆君） 賛成全員、よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

説明員の入替えを行います。御苦労さまでした。

[教育委員会説明員入替え]

請願第2号審査

○委員長（石井茂隆君） 次に、請願第2号・市立中学校・特別支援学校の給食費無償化の実施及び給食水準の維持、充実に求める請願を議題といたします。

委員の皆様は、サイドブックのしおりの3番、請願第2号の参考説明資料をお開きください。

それでは、説明をお願いいたします。学校教育部長。

○学校教育部長 学校教育部でございます。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

請願第2号・市立中学校・特別支援学校の給食費無償化の実施及び給食水準の維持、充実に求める請願について、参考説明をいたします。

お手元の説明資料1ページをお願いいたします。

請願項目1、市立中学校・特別支援学校の給食費を無償化することについてです。

まず、1、本市の給食費無償化の現状についてです。

（1）第3子以降の学校給食費無償化制度についてですが、多子世帯の家計を支援するために、次のアからエを全て満たす保護者を対象とする学校給食費無償化制度を令和4年1月から導入しています。詳細な条件については記載のとおりです。

なお、保護者の所得制限はなく、無償化となるのは、扶養している子のうち年齢が上から数えて第3番目以降の子の学校給食費のみとなっております。

次に、（2）就学援助による学校給食費無償化についてですが、保護者及び同一住所にお住まいの方全員の所得の合計が基準となる総所得以下の場合など、経済的な理由でお困りの方のために学校生活を支援する就学援助を行っており、対象となる場合は、学校給食費を市が負担しています。

次に、（3）生活保護の教育扶助による給食費無償化についてですが、生活保護の教育扶助

により、学校給食費の実費が支給されることとなっております。

次に、（４）として、（１）から（３）の令和７年度実績についてですが、表に記載のとおりであり、合計では、対象人数は3,549人、無償化額は１億9,441万6,000円、生徒総数に占める対象者割合は16.1%となっております。

次に、２、本市の給食費の物価高騰対応についてですが、物価高騰が継続する中で、栄養バランスや量を保った学校給食を引き続き安定的に実施するとともに、保護者の皆様にその負担を転嫁させないこととするため、学校給食の食材費の物価高騰分を市が負担しており、市の負担率は表に記載のとおりです。

次に、３、市立中学校及び特別支援学校の給食費を無償化した場合の追加経費見込みですが、表に記載のとおりであり、追加対象人数は約２万2,000人、追加経費は約17億600万円となっております。

なお、この追加経費は、令和８年度の物価高騰対応分を考慮した金額としております。

次に４、国、千葉県の動向等についてです。

まず、（１）の国ですが、学校給食費の無償化については、令和７年２月25日、自由民主党、公明党、日本維新の会で締結された３党合意に基づき、令和８年４月から小学校における学校給食費の抜本的な負担軽減が実施されることとなりました。本制度について、開始後一定期間を経た後に、事業の進め方や課題、法制面等について地方団体を交えて検証し、中学校給食についても、小中学校の給食実施状況の違い等も含めた課題の整理を行った上で検討されることとなっています。

最後に、（２）の千葉県ですが、多子世帯における経済的負担の軽減を図るため、市町村が実施する第３子以降の学校給食費無償化を支援する千葉県公立学校給食費無償化支援事業が令和５年１月から導入されました。対象となる第３子以降の基準は本市と同様であり、補助率は、本市は４分の１となっております。

次に、２、給食の質、量、安全性を低下させないことについてです。

３ページを御覧ください。

まず、１、本市の給食費の現状についてです。

世界情勢の影響等による物価高騰が続き、保護者から徴収する給食費だけでは献立作成に必要な食材費が賄えない中、本市では、保護者の経済的負担も増えている状況を踏まえ、令和４年度から、保護者負担を増やすことなく、国交付金も活用し、物価高騰分を公費で補うことで、これまでどおりの栄養バランスや質、量を保った給食を提供してきました。

しかしながら、物価高騰傾向が継続し、公費負担割合が上昇していること等を考慮し、将来にわたって給食提供を継続していくために、令和８年４月から、今までどおり栄養価を満たし、質、量ともに十分な給食を維持できる給食費に引き上げました。

次に、２、給食の質、量、安全性を確保するための取組についてです。

学校給食用物資の品質、安定的な食材の供給を確保するため、平成29年度から学校給食用物資納入に特化した業者登録制度を導入したほか、価格が安定しており、見積徴収が可能な食材は、使用数量を集約した上で、栄養教職員等が参加する見積検討会において、味、品質、原材料、価格等を総合的に判断して食材を決定しています。

食材の選考に当たっては、原則、国産品を採用していることに加え、経済農政局及びＪＡ千

葉みらい等と連携しながら、学校給食で地場農産物を導入しています。引き続き関係機関と連携し、使用する地場農産物の品目、回数を可能な限り増やしていきます。

参考として、小学校における今年度の市内農産物導入予定は記載のとおりです。

最後に、3、小学校給食の抜本的な負担軽減を1年間ではなく継続実施することについてです。

4ページを御覧ください。

まず、1、本市小学校給食費の現状についてです。

令和8年4月から小学校における学校給食費の抜本的な負担軽減が実施されることになりました。交付基準額について、令和5年実態調査における平均額に近年の物価動向を加味し、一月当たり5,200円とされ、基準額を超える部分については、学校給食法に基づき、引き続き保護者から徴収することが可能とされています。本市においても、国の基準額では不足が生じていることから、重点支援交付金が交付される令和8年度については、臨時措置として、学校給食費改定後の額と国からの財源との差額は同交付金を充当し、保護者負担を求めないこととしました。

次に、2、市立小学校及び第二特別支援学校の給食費を無償化した場合の追加経費見込みについてですが、表に記載のとおりであり、追加対象人数は約4万2,000人、追加経費は約4億9,500万円となっております。

最後に、3、今後の予定についてです。

本市としては、学校給食費無償化について、地域間格差が生じないように、国の責任において実施するべきと考えております。国の抜本的な負担軽減制度では、質、量ともに十分かつ安全安心でおいしい給食を提供し続けることが困難である状況を踏まえ、国の責任において長期的に安定的な財源を確保し、全国で公平に無償化を実施すること及び完全無償化が実現するまでの間、抜本的負担軽減制度においては、食材料費の高騰などの状況を踏まえ、柔軟に基準額を改定することを国に強く要望してまいります。

以上で、教育委員会の説明を終わりにします。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（石井茂隆君） ここには紹介議員もいるわけですね。後でお話ししてもらいたいと思います。

松坂委員。

○委員（松坂吉則君） 紹介議員に、一問一答で質問があります。

今の説明があったとおりに、中学校で17億円、そして小学校で5億円近くあるわけですが、22億円の代替財源をどう考えて紹介議員になったのかというのを質問させていただきたい。

○委員長（石井茂隆君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 財源についてのお尋ねがありました。確かに学校給食費の無償化については、全体的にやると30数億円でしたか、かかってしまうという御答弁がこれまでも教育委員会からあったと思います。

私どもは、千葉市の財政規模からいって、一般会計でいえば5,000億円以上ある中で、こうした財源を捻出することが不可能なのかということは、私どもの対応としては、不要不急の大型開発は見直しをして、そこからの財源を充てて、学校給食費も含めてですけれども、やはり

子育てしやすい、教育を充実させるための施策に使うべきだということを求めてきたので、そういった意味での今の財政規模からすれば、千葉市はできないはずはないというスタンスで臨んできております。

○委員長（石井茂隆君） 松坂委員。

○委員（松坂吉則君） そうすると、具体的にどこを組み替えてどこを出すのかという議論までは、まだ紹介議員の会派としては基本的には考えていないということですか。

○委員長（石井茂隆君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 私どもは、予算の組替えも行っている中で、先ほど申し上げました不要不急の大型開発の見直しをすること。特に、これまで述べてきたような中身で言いますと、中央公園・通町公園連結強化事業を見直すべきだとか、これから様々な再開発につながるような事業についてしっかりと見直しを行って、そこから財源を捻出するべきだということを市長に提案してきた。こういった経緯から、そういった部分での財源をつくり出していくということで、これまでも私どもは提案してきているので、そこを充てていくということです。

○委員長（石井茂隆君） 松坂委員。

○委員（松坂吉則君） なかなか30億円以上の財源を捻出するというのは、そんな簡単なものではないんですよね。我々会派としては、予算に賛成してきた会派とすると、やはり、そこら辺の明確な代替財源がはっきりしないと、この件というのは進めていけないでしょう。

なおかつ、国において、この件は今年度も来年度も引き続き3党合意の件もありますし、しっかり方針を決定していくという流れがある中で、これを急いでやる意味がどこにあるのかということもありますから、こういう請願、陳情が出てきたときの議論としては、代替財源をどのようにするのかというのを明確に議論しない中ではなかなか難しいかと思っています。

今聞いた中では、再開発をやめろとか、大型開発をやめろといっているんですが、それは税源の涵養という立場からすれば、観光客を呼び込むとか、それから老朽化したものを対策しなければいけないとか、そこについても必要な要件があるから市として予算を組んでいるわけでありまして、それを簡単に削れと言っても、それが削れるのかどうかというのは現実離れしたような議論になってしまいますので、今私が聞いたことというのは、代替財源をもう一度明確にしないといけないと思っているので、少しふんわりし過ぎているのかと思ったので質問させていただきました。

以上です。

○委員長（石井茂隆君） ほかにございますか。大平委員。

○委員（大平真弘君） 当局に一問一答をお願いします。

小学校の無償化に関しては進んできましたけれども、保護者からすると、同じ義務教育なのに、なぜ中学校は無償化にならないのかというところがあると思うんですけれども、市としてどのようにお考えか、お聞かせいただけますでしょうか。

○委員長（石井茂隆君） 保健体育課学校給食担当課長。

○保健体育課学校給食担当課長 保健体育課学校給食担当課でございます。

やはり、保護者の方の御意見としては、同じ義務教育で何で差をつけられるのかという御意向はごもっともかとは考えておりますが、本市の基本的なスタンスとしては、国の責任において一律で予算化するべきであるという前提でおりまして、今回、3党合意で、まず小学校、行

く行くは中学校にもといった形で示されておりますので、そちらは1年でも早く中学校にも実施していただきたいというのを引き続き強く国に要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（石井茂隆君） 大平委員。

○委員（大平真弘君） 小学校がなぜ先か、特に理由はないんですか。要するに、結局、保護者の視点で言えば、中学生は3年で卒業してしまうので、今起きている課題が、逆に、小学校は無償化するんだけど、その後に中学校を検討しますとなると、今、中学生の子供を持つ親は、そもそもその対象にならないと思うんです。なので、逆にそういったところというのは、国基準という理由以外には特にないんですか。

○委員長（石井茂隆君） 保健体育課学校給食担当課長。

○保健体育課学校給食担当課長 保健体育課学校給食担当課でございます。

今回、3党合意に至った経緯として、なぜまず小学校なのかといった部分までは、すみません、こちらとしても明確なものは、今回答は持ち合わせてございません。

以上です。

○委員長（石井茂隆君） 大平委員。

○委員（大平真弘君） そうなんですよね。そこを私も見て、明確なものがないので、同じ義務教育なのに、なぜ中学校はならないのかというところが、要は、自分で調べても納得いく理由が探せなくて、疑問を抱いたので質問させていただきました。

今の質問に明確に納得できる回答があれば、この賛否にも影響すると思ったんですけれども、私としては同じ義務教育なのに、なぜ小学校だけ無償化になるのかというのは、市民としては当然だと思っております。費用が多額で、17億円というのは財政的に難しいということはもちろん理解しております。

ただ、学校給食費無償化を公約として掲げている以上、反対する理由というのをあえて探すというよりも、財政的な問題はある中で、例えば、第2子無償化であったり、保護者負担を減らすなどの恒常的な無償化でなくても、中学生の子を持つ保護者に少しでも寄り添う取組というのがあっていいのではないかと私は個人的に思いまして、ですので、課題はもちろんあるけれども、一応賛成させていただきます。

○委員長（石井茂隆君） ほかにございますか。伊藤委員。

○委員（伊藤康平君） 所管のほうに1点だけ確認させていただければと思います。

先ほど来より、財源のお話が出ておりました。実際に、心情とすれば、当然、要は義務教育の中で小中学校が異なる無償化状況になっているということは、非常に大きな課題でもあると思っております。

例えば、千葉市で、先ほども財源の追加費用ということで出ていましたけれども、財源を捻出していくためには、やはり、どういった課題があって、実際に財源の捻出が難しいという判断はどういった部分でこのような判断に至っているのか。市の考え方だけ、もう一度整理して教えていただければありがたいと思っております。

○委員長（石井茂隆君） どなたか答弁は。後になりますか。財源の捻出についてどう考えていますかという質問ですが。伊藤委員。

○委員（伊藤康平君） 市全体として捉えている部分なので、教育委員会単体として、その財

源の捻出をどうするのか、なかなか回答しづらいということは十分分かりました。

そういった中で、まず、会派としての考え方を述べて終わりたいと思っております。

これまでも我が会派として申し上げてまいりましたけれども、自治体の財政力に伴う格差が生じないよう、本来であれば、皆さんも要望されているとおり、国の責任において必要な財政措置を講じるべきだという考え方は変わりません。

本市においても、御説明にもありましたが、昨年度同様に、国の財政措置による学校給食費無償化について、全国で公平に無償化を実現することや、完全無償化を実現するまでの間、食材費、材料費の高騰などの状況を踏まえ、柔軟に基準額を改定することなど、これまでの千葉市の状況と課題を添えて、国のほうにも要望していると伺っております。

そういった中で今回の請願でありますけれども、国の動向をしっかりと注視するべきと判断しておりますので、この請願については賛同しかねるということにしたいと思います。

以上です。

○委員長（石井茂隆君） 植草委員。

○委員（植草 毅君） 先ほど、松坂委員からもありましたけれども、会派としての意見、要望を述べさせていただきます。

本年度、重点支援交付金の活用により、小学校の給食費完全無償化と中学校の負担据置きが実現したことは、保護者の皆様の負担軽減に大きく寄与するものであり、我が会派としても高く評価しております。

また、給食運営において何より大切なのは、子供たちに安全・安心で栄養バランスの取れたおいしい給食を安定的に供給し続けることであります。無償化を優先するあまり、給食の質や量に影響を及ぼしてはならないという当局の考え方についても理解するものであります。

学校給食費の無償化そのものは、多くの保護者の皆様が望んでいることであり、私どももその方向性を否定するものではありません。本請願に込められた子育て世帯への支援を求める思いについては十分理解し、共有するものであります。

しかしながら、これを恒久的な制度として継続していくためには、市独自で多額の一般財源を確保しなければなりません。限られた財源の中で、給食の質を維持しながら持続可能な制度として運営していくことを考えますと、現時点では一定の保護者負担をお願いせざるを得ない状況であると考えます。

従いまして、本請願の趣旨は一部理解は示すものでありますが、財源が不明確であり、我が会派としては、現時点では、本請願を不採択とすべきと判断いたしました。

また、給食費無償化は、本来、自治体間の財政力の差によって左右されるべきものではなく、国の責任において制度化されるべき課題であります。当局におかれましては、引き続き国に対して制度化と十分な財源支援を強く求めていただくことをお願いいたします。

以上です。

○委員長（石井茂隆君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） 一問一答で、何点か質問させていただきます。

全国的な政令市の状況、また県内の状況で、この無償化についての状況をお示してください。

○委員長（石井茂隆君） 保健体育課学校給食担当課長。

○保健体育課学校給食担当課長 保健体育課学校給食担当課でございます。

他政令市等の状況になりますが、今年度につきましては、全ての政令市が小学生年代については、保護者負担なしとしております。

恒久的に無償化ということで示しておりますのが大阪市、堺市、福岡市でございまして、残りの市につきましては、方針としては、今年度という形です。将来的なものは未定といった状況になっております。

それから、県内の近隣市になるんですけれども、市川市、浦安市のほうで恒久的に無償化としております。こちらは以前から自治体の判断ということで無償化をしている自治体になっております。その他、船橋市、習志野市、四街道市、松戸市、市原市、八千代市、柏市といったあたりは、本市と同様、今年度については保護者負担は頂かないということになっております。将来的には、本市と同様に、また予算編成過程で検討するといった形になっております。

以上です。

○委員長（石井茂隆君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） どうもありがとうございます。

また、中学校についても無償化の状況があるのかどうか、念のためお聞かせください。

○委員長（石井茂隆君） 保健体育課学校給食担当課長。

○保健体育課学校給食担当課長 保健体育課学校給食担当課でございます。

中学校ですが、政令市でいいますと、大阪市、福岡市につきましては、中学校の給食費も無償化しております。こちらは、小学校同様、恒久的にということでやっている自治体になります。

そのほか、堺市が今年度、小学校の給食費を恒久無償化ということでやっているんですけれども、中学校については、令和8年度、今年度は無償化するということで、将来的にどうするかはまだ確定していないということで聞いております。

近隣市につきましても、先ほどお話しした恒久無償化を実施している市川市、浦安市については、中学校についても無償化をしているという状況です。それ以外の近隣市は、基本的には中学校は負担据置きのような状態で、保護者からは頂いているという状態であると聞いております。

以上です。

○委員長（石井茂隆君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） 現状をお伝えいただき、どうもありがとうございます。

もう一点なんですけれども、給食の質という面で、給食にかけている費用というのは、各自治体で大分違うと思うんですけれども、千葉市がどの程度の位置にいるのかというあたりの見解をお聞かせいただければ。

○委員長（石井茂隆君） 保健体育課学校給食担当課長。

○保健体育課学校給食担当課長 保健体育課学校給食担当課でございます。

政令市でいいますと、大体320円台から400円台ぐらいまでが小学校の給食費になっております。本市は、小学校が上下平均で372円です。大体金額としては真ん中、中央帯ぐらいとなっております。中学生はが政令市でいいますと、380円台から480円台ぐらいまでと幅がありまして、本市は415円となっております。やや真ん中の少し安いほうぐらいの状態となっております。

以上です。

○委員長（石井茂隆君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） 説明いただいたように、質については国産品を使っていたりとか、検討会を行っていただいたり、スケールメリットを利用して、安く仕入れていいものをするというようなことも先ほどお伺いしたので、取りあえず金額で全国のレベルを一応はかってみようということでお伺いしました。

先ほど、部長のほうで説明があった全体を聞いていても、千葉市の学校給食は質を担保することをすごく重要に考えてくださっているというのがよく分かる状況でしたし、また、会派の考え方としては、国において、義務教育における自治体間格差を起こすような状況ではなく、憲法第26条が定める義務教育は、これを無償とするという原則に基づいて、学校給食の無償化は、やはり居住する自治体の財政力や政治的な考え方で行われるべきところではなく、国家水準で一律で実施されるべきものと考えております。

なので、国に対して、現在行われている小学校での無償化の検証をしっかりとしていただき、金額も5,200円で足りているとも思いませんし、早急に柔軟な地域に合わせた無償化を進められるよう、制度の充実を私たち自身も求めているし、自治体としても強く求めていると思います。

本当にこの請願に込められている子育て負担を減らしたいとか、子供たちに豊かな食を提供したいという市民の皆様の願いというのは私たちも同意ですし、こういった要望を出していただけることはありがたいと思うんですけれども、物価高騰も続く中で、給食費を市で負担するにもかなり限界もあるところかと思えます。危機感は同じように持っておりますが、現状、千葉市でできることをこれ以上求めることは難しいと思いますので、この請願に対しては残念ながら賛成いたしかねるということでお願ひします。

○委員長（石井茂隆君） ほかに御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。請願第2号・市立中学校・特別支援学校の給食費無償化実施及び給食水準の維持、充実を求める請願を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（石井茂隆君） 賛成少数、よって、請願第2号は不採択と決しました。

以上で案件審査を終わります。

説明員の方は御退室願ひます。御苦労さまでした。

[教育委員会退室]

年間調査テーマの設定について

○委員長（石井茂隆君） 次に、所管事務調査の年間調査テーマの設定について御協議いただきたいと存じます。

委員の皆様から希望する年間調査テーマ等について提案書を提出いただき、御意見等を取りまとめた一覧表を事前にお送りさせていただきました。

しおり4番を御覧ください。

本日は、当委員会の年間調査テーマについて、所管事務調査事項提案一覧表を基に、皆様から提案するテーマ、調査理由について御説明いただいた後に協議を行いたいと思います。

それでは、一覧表記載の順にお願いいたします。まず、大平委員。

○委員（大平真弘君） 記載のとおりで、追加は特にはないです。

○委員長（石井茂隆君） 青山委員、大分量は多いけれども。

○委員（青山雅紀君） 全体を見させていただいて、不登校を……。

○委員長（石井茂隆君） 不登校の関係をテーマにしたらいいのではないかなという話ですか。

○委員（青山雅紀君） それでお願いします。

○委員長（石井茂隆君） 渡辺委員、いかがですか。

○委員（渡辺 忍君） 私は若者支援というのをずっとテーマで扱ってきているので、不登校も含めてですけども、社会的孤立とか生きづらさを抱える子供やユース、若者が増加しており、彼らの精神的健康の維持や自己肯定感の向上には、やはり、家庭、学校以外の第3の居場所の確保が必要であると考えています。

令和8年度予算で若者の居場所の関連施策が千葉市でも新規に計上されたりしております。ここに書いたとおりですけども、ユースセンターという全国的な取組、この中でもいろいろなタイプのユースセンターが出来上がっています。公的なものだったり、民間だったり、委託だったりという形がありますけれども、千葉市も今後、本格的に整備を検討していく段階にあるかと思うので、教育、福祉が連携した誰でも行ける居場所というものについて研究したらよいかなと思って提案しました。

以上です。

○委員長（石井茂隆君） 伊藤委員。

○委員（伊藤康平君） 基本的にはここに書いているとおりなんですけれども、先ほど、我が会派の青山委員のほうからも話がありましたが、項目が6項目あって非常に多いですけども、今、教育現場でこれからますます必要になってくるという視点でいくと、今、対処型の取組というのは、千葉市はすごく積極的に取り組まれているという印象はあるんですが、例えば、不登校は未然に防止していくということも必要になってくのではないかと考えています。そういった意味では、校務のDXをさらに進めていって、お子さん一人一人の出席状況の確認を皆で共有することによって、お子さんの状況が少しおかしいとか、そういった状況を1人の先生が見ていくだけではなくて、全体で共有していくことによって、予防型の支援に転換していくということが必要なのではないかと考えております。

そういった意味では、青山委員が6項目挙げられているものに共通して関係してくるので、特に教育のDX化は国も進めていますけれども、こういったものにしっかりと取り組んでいくことが重要かと考えて御提案させていただきました。

以上です。

○委員長（石井茂隆君） DXで、学校で共有していくと。地域で共有するのではなくて、学校の先生が共有して見ていくということですか。伊藤委員。

○委員（伊藤康平君） 教育のDX化を進めていくことによって、一学校のみならず、当然、教育委員会も含めて関連してくるので、データをしっかりと集積し、共有し、対応していくことが必要だと思っています。

○委員長（石井茂隆君） その子供について、ほかの人も知っていくということですね。

植草委員のも記載が多いですが、全部ですか。植草委員。

○委員（植草 毅君） コミュニティスクールと地域学校協働活動の一体的推進についてというのが主体でございますので、こちらは中身です。

○委員長（石井茂隆君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 保育の質の確保ということで、今回議案にもあるような様々な制度が改正されることだとか、あとは実際に現場で医療的ケアが必要なお子さんを保育するというような様々なことが行われている中で、やはり、保育の質の確保をどう担保していくのかというのが課題であるかと思いますが、ほかの皆さんから出された教育、不登校対策なども含めて、それも必要だと考えておりますので、不適切保育とか、そういった問題があった場合には、この委員会としても臨時で何らかの対応に取り組むということを入れていただければ、これをもってということではありませんので、よろしくお願いします。

○委員長（石井茂隆君） 松坂委員。

○委員（松坂吉則君） いじめが多発していて、いっぱい隠れているんです。けれども、それを教員が見て見ぬふりをしているという状況がずっと続いていると私は思っています。

なおかつ、いじめが多発しているところで不登校になっているので、このいじめ問題を根本的にどう発見し、解決していくかということを考えていかないと、どうにもならないと思っ

ているので、これを徹底的にどうするのか、制度設計化ぐらいしていかないと、多分ずっと隠れたまま永遠に続く課題だと思っています。

以上です。

○委員長（石井茂隆君） 小坂副委員長。

○副委員長（小坂さとみ君） 私は、教職員のウェルビーイング向上を主軸とした学校運営の在り方に関する調査を提案させていただきます。

先生の働き方改革を言われて久しくなっておりますが、実際、先生の働き方改革が是正されていないという現状がある一方で、実を言いますと、先生自身がゆとりを持って笑顔で生き生きと子供に向き合うということに取り組んだ結果によって、先ほどからあります、いじめだとか不登校がむしろなくなっているという学校が出てきていると聞いております。

ですので、そういったことを調査、研究することによって、学校の抜本的な運営改革と、また子供たちの健やかな育みにつながるのではないかと考えて提案させていただきます。

○委員長（石井茂隆君） 最後になりますけれども、私も書いてしまっているのかどうかわかっていたら、たまたま同じようなことだったんですけれども、先生のウェルビーイングといいますか、処遇改善といいますか、金銭的な処遇改善ではなくて、働き方改革の中で、人を増やせばいいわけではなくて、内容について調べることができたらと思って書きました。この場で決めていければ一番いいんでしょうけれども、いかがでしょうか。いろいろなお話がありましたよね。

渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） 私は若者支援と書いたんですけれども、やはり、学校現場のことを本当はやりたいと思ったので、この意見を最初に見たときに、正副委員長が大枠では共通しているかと思って、やはり、現場の先生たちが楽になるために、いじめとか不登校の根源も、教育現場の過剰な忙しさというか、そういったところがあるかと思っています。あとは教育の在り方自

体の、先生たちが本当に生き生きと教育に向かえる、そういった事例を見ていけたらと思ったので、正副委員長に一任ですけれども、賛同いたします。

○委員長（石井茂隆君） 松坂委員。

○委員（松坂吉則君） 今の御意見は、それはそれとして認めるところでもあるんですけども、教員の改革は、教育委員会も含めて、組織で、自分たちでどうしていくかの話で、我々が言うべき話なのかとそもそも思っているわけです。そういう話になっていくと、もっと我々が言っていけることというのは、子供たちが今置かれている環境をどう改善していくかということをやテーマにしたほうが私はいいような気がするので、正副委員長の職員のというのももちろんよく分かりますけれども、どちらかというと、それは主体的に組織がどうしていくのかということをお話し合っていくべき話かと私は思っています。

そういう中で、一致して数が多いのは、いじめ、不登校、そこら辺の問題が2人から出ているのと、正副委員長で学校の教員の負担軽減みたいな話も出ていますけれども、もし2つ合わせた調査テーマとしてできるのであれば、多分、これは1個1個やっても少ない形で終わってしまうような気もして、2つ合わせて、視察先とかも含めて見に行けるんだったらいいかと思っています。

私は、どちらかというと、さっきから言っているように、職員というのは職員たちの自発的な行動の中で自分たちの処遇改善もやっていくべきだと思っているので、我々が言うべきことなのかと思っているところがあるので、それだけ意見を述べさせていただきたいと思います。

○委員長（石井茂隆君） 伊藤委員。

○委員（伊藤康平君） 今、委員の皆さんから様々なお話がありましたけれども、私は個人的に思うのは、総じて、学校の現場における課題をどう整理して、それを迅速に対応していけるのか。そして、先ほども申し上げましたけれども、事前にどれだけ対応を先にやっていけるのかという予防的な対策ということが必要になってくるんだろうと思います。

ですから、いじめも大事ですし、不登校に対する対応も必要です。そして、教育現場の処遇というか、環境の改善という意味でも大事だと思うので、国でも今、教育のデジタル・トランスフォーメーションが推進されている中でもありますし、そういった先進的な取組をされているところを視察させていただいて、それがどのような取組の中で改善していくのか。また、こういった課題があるのか。そういったこともしっかりと視察させていただいて、学ばせていただく場所に行けたらいいと感じております。

ですから、特にDXを進めていきなさいというのが主目的ではなくて、あくまでも子供たち、そして職場の皆さんが、一つ一つの事案に対して的確に、そして迅速に対応していける環境にどのようにしていくべきなのかという視点で視察先を決めていかれるといいのではないかと感じました。

以上です。

○委員長（石井茂隆君） それでは、ただいまの協議を踏まえて、正副委員長で検討しますので、テーマの設定、活動計画等について正副委員長に御一任願います。

それでは、テーマが決まり次第、委員の皆様にご報告したいと存じます。

なお、決定した年間調査テーマにつきましては、23日火曜日の本会議で委員長報告することになっておりますので御承知おきください。

委員会視察について

○委員長（石井茂隆君） 最後に、委員会視察について御協議願います。

[協議・決定]

（視察日程は10月21日（水）から10月23日（金）までと決定）

（視察市及び調査事項は正副委員長に一任）

○委員長（石井茂隆君） 以上で、委員会視察について協議を終わります。

以上で、教育未来委員会を終了いたします。

御苦労さまでした。

午前11時39分散会